

坂井市国土強靱化地域計画

令和3年 3月

坂 井 市

目次

| | ページ |
|----------------------|-----|
| I はじめに | … 1 |
| II 基本的な考え方 | … 2 |
| 1 計画の位置づけ | |
| 2 計画期間 | |
| 3 対象災害 | |
| 4 基本目標 | |
| 5 事前に備えるべき目標 | |
| III 起きてはならない最悪の事態の設定 | … 4 |
| IV 脆弱性の評価・推進方針 | … 5 |

I はじめに

昨今、日本では地震、台風、大雨、大雪など様々な災害が頻発化・激甚化しており、今後もこうした災害の発生が懸念される。

人口減少、少子高齢化をはじめ、地域を取り巻く社会経済環境が変化する中、災害が全国どこでも起こりうることに認識のもと、安心・安全な地域づくりは、地方公共団体に課せられた最も重要な課題の一つとなっている。

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定する中で、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であることを示した。

坂井市においても、基本法の趣旨を踏まえ、福井県国土強靱化計画との調和を図りながら、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるため、本計画を策定する。

Ⅱ 基本的な考え方

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市の各種計画等において講じるべき防災・減災対策の指針として作成する。

なお、基本法第14条の規定に基づき、国の基本計画との調和を保つため、計画の基本的な部分（対象災害、基本目標、事前に備えるべき目標）は国の基本計画に準じることとする。

2 計画期間

本計画は中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、計画策定後概ね5年間とする。

ただし、それ以前であっても、国の動向や社会情勢などの変化等により、必要に応じ見直しを検討する。

3 対象災害

大規模災害全般（地震、風水害、雪害等）とする。

4 基本目標

国土強靱化の理念である基本目標として、次の4項目を掲げる。

- ・ 人命の保護が最大限図られる
- ・ 坂井市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ・ 坂井市民の財産および公共施設の被害の最小化
- ・ 迅速な復旧復興

5 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標として、次の8項目を掲げる。

- 1 人命の保護
- 2 救助・救急、医療活動等の迅速な対応
- 3 行政機能の確保
- 4 情報通信機能の確保
- 5 経済活動の維持
- 6 ライフライン（電気、上下水道、交通網、燃料等）の確保
- 7 二次災害の防止
- 8 迅速な再建・回復

Ⅲ 起きてはならない最悪の事態の設定

先に設定した8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる25の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

| 事前に備えるべき 目標No. | No. | 起きてはならない最悪の事態 |
|--------------------------------------|-----|--|
| 1 人命の保護 | 1 | (1-1) 大規模地震等による建物等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生 |
| | 2 | (1-2) 大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生 |
| | 3 | (1-3) 大雪による地域交通・輸送ルートの分断、建物等の倒壊 |
| | 4 | (1-4) 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | 5 | (1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | 6 | (1-6) 情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大 |
| 2 救助・救急、医療 活動等の迅速な対応 | 7 | (2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | 8 | (2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 |
| | 9 | (2-3) 警察、消防等実動機関の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 |
| | 10 | (2-4) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| | 11 | (2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | 12 | (2-6) 多数の避難者や劣悪な生活環境などにより避難所での生活が困難となる事態 |
| 3 行政機能の確保 | 13 | (3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 情報通信機能の 確保 | 14 | (4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 |
| 5 経済活動の維持 | 15 | (5-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺 |
| 6 ライフライン(電 機、上下水道、交通 網、燃料等)の確保 | 16 | (6-1) ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止 |
| | 17 | (6-2) 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| 7 二次災害の防止 | 18 | (7-1) 市街地での大規模火災の発生 |
| | 19 | (7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生 |
| | 20 | (7-3) 河川管理施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | 21 | (7-4) 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | 22 | (7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 8 迅速な再建・回復 | 23 | (8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 24 | (8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 25 | (8-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

IV 脆弱性の評価・推進方針

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性を評価し、回避するための推進方針を定める。

1 (1-1)大規模地震等による建物等の倒壊や火災による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- ・住宅の耐震化や庁舎、学校施設、社会教育施設、体育施設、文化施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化や長寿命化、老朽化対策が必要
- ・避難路や緊急輸送道路を確保するため、沿道構築物の倒壊防止対策が必要
- ・ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策の推進が必要
- ・建築物内部の安全対策等、室内の安全対策の推進が必要
- ・建物の倒壊やガラス・看板の落下等による人命に係わる二次被害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定の支援体制の整備が必要
- ・家具の転倒防止策や身を守る行動のとり方などについて、継続的な防災訓練や防災教育が必要
- ・消防団や自主防災組織など地域防災力の充実強化が必要
- ・消火栓に偏らない消防水利の指定と適切な維持管理が必要

【推進方針】

<建築物等の耐震化や長寿命化、老朽化対策>

- ・旧耐震基準で建設された木造住宅に居住している市民に対して、耐震化の必要性和支援制度の周知を強化し耐震化を促進する
- ・「坂井市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の耐震化を推進する
- ・市町の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、緊急輸送道路沿道における建築物の耐震化を促進する
- ・都市機能が集積している市街地において、老朽化した民間の建築物の建替えを支援することより、耐震化を促進する
- ・学校施設・体育施設・文化施設について耐震化に着実に取り組むとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する

- ・保育施設等で耐用年数の経過により、必要となる施設の維持・改修などに継続的に取り組むとともに、計画的な施設整備を進める

<建築物内や避難路等の安全対策>

- ・危険ブロック塀解体撤去費を助成する制度の周知を進めるとともに、ブロック塀転倒対策等による避難路の安全対策を推進する
- ・家具の倒壊防止対策として、家具の固定方法の普及・啓発を促進する
- ・建築物の窓ガラス飛散や天井落下、屋外看板や外壁等の破損落下による被害を防ぐために、建築物の適正な維持・管理や安全対策の普及・啓発を促進する
- ・空家等倒壊による道路閉塞を回避するため、危険な空家等の解体を促すとともに、移住・定住施策の活用など、総合的な空き家対策を推進する
- ・被災建築物応急危険度判定を早期に行うため、被害想定に基づく実施体制の確立及び判定技術の向上、判定制度の普及・啓発等の事前準備により支援体制を整える
- ・小中学校体育館のトイレの洋式・乾式化を推進する
- ・丸岡城天守に来場する観光客に、地震発生時に被害が発生しないよう、耐震対策を実施する
- ・耐震性貯水槽を計画的に整備する

<地域の防災力向上>

- ・地域の防災力強化のため、自主防災組織や防災士など地域における防災リーダーの育成を図る
- ・消防団員の確保を推進すると共に消防資器材の整備や団員の装備等の充実を図る

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|---------------|-----|----------------|-----------------|
| 自主防災防災組織結成地区数 | 地区 | 288 | 440 |
| 保育園等の新築・改修・修繕 | 園 | 2 | 6 |
| 住宅の耐震化率 | % | 84 | 90 |

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|--------------------|-----|----------------|-----------------|
| 小中学校の耐震化率 | % | 100 | 維持 |
| 小中学校体育館トイレの洋式・乾式化率 | % | 60 | 80 |
| 体育施設の改修 | 施設 | 4 | 6 |
| 市所有重要文化財建造物の耐震化 | 件 | 0 | 1 |
| 耐震性貯水槽の整備基数 | 基 | 220 | 224 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画
- ・坂井市公営住宅等長寿命化計画
- ・坂井市建築物耐震改修促進計画
- ・坂井市スポーツ振興基本計画
- ・坂井市文化財保存活用地域計画
- ・みくに龍翔館リニューアル基本計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・消防水利重点整備計画
- ・嶺北消防組合消防施設等整備計画
- ・坂井市空家等対策計画

2 (1-2) 大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生

【脆弱性の評価】

- ・漁港や海岸施設について、老朽化対策が必要
- ・避難関連施設の整備を進めることが必要
- ・避難場所・避難路の安全性の確保や周知が必要
- ・津波避難について継続的な防災訓練や防災教育が必要

【推進方針】

- ・漁港や海岸施設の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理・更新を推進するとともに、津波、高潮災害などの防止を図る海岸保全施設の整備を推進する。
- ・避難行動が速やかに行えるよう津波ハザードマップの整備を行い、避難場所・避難路の周知を図る
- ・津波避難路上の市道や橋梁について、耐災害性の強化を図る

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|-----------|-----|----------------|-----------------|
| 津波対応訓練の実施 | 回 | 年1回 | 年1回 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画
- ・坂井市漁港施設機能保全計画
- ・坂井市海岸施設長寿命化計画

3 (1-3) 大雪による地域交通・輸送ルートへの分断、建物等の倒壊

【脆弱性の評価】

- ・道路管理者間（国・県・市・近隣市町）による連携と除雪体制の強化が必要
- ・建設業以外の異業種企業の参入等による除雪体制の強化が必要
- ・区長をはじめとした市民の協力体制が必要
- ・公共交通機関の運行状況や道路状況の情報発信が必要
- ・老朽空家等の除却の推進が必要
- ・消防車両の確実な出動など冬期活動体制の強化と消防水利の確保

【推進方針】

- ・坂井市道路除雪計画を適宜見直すほか、除雪エリア単位を改善するなど、除雪体制を強化する
- ・除雪協力企業の減少に伴い、オペレーターや除雪機械台数の確保が困難な状況にあることから、建設業以外の異業種企業の参入を促進するほか、他の自治体や関係機関との連携強化を図る
- ・事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する国や県などと連携を強化して、迅速な対応を要請する
- ・自治会等との連携を強化し、地域における雪かき時の共助の重要性について市民一人ひとりへの浸透を図る
- ・市民の安全・安心を確保するために、倒壊の恐れのある老朽空家等の除却を支援する
- ・消防車両の出動や消防水利の確保に支障がないよう、必要な箇所の除雪を実施する

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|----------|-----|----------------|-----------------|
| 市内除雪業者数 | 件 | 93 | 維持 |
| 車道除雪機械台数 | 台 | 174 | 維持 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画
- ・道路除雪基本計画
- ・坂井市空家対策計画

4 (1-4) 台風や集中豪雨など大規模風水害による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【脆弱性の評価】

- ・ 治山・治水対策による災害の未然防止が必要
- ・ 河川や河川管理施設、農業水利施設等の管理強化が必要
- ・ 浸水常襲地域の雨水や浸水対策事業を計画的に実施するとともに、国や県が実施する河川改修事業の促進が必要
- ・ 警戒避難体制の整備および情報の的確な伝達が必要
- ・ 風水害について継続的な防災訓練や防災教育が必要

【推進方針】

- ・ 森林や農地の保全による浸水対策を推進する
- ・ 排水機場、樋門等の所有者や管理者と協議し、緊急性の高い順に、老朽化対策を行う
- ・ 市内を流れる準用河川や普通河川の老朽箇所や狭窄部を優先的に整備するとともに、国や県が実施する河川改修事業の促進を図る
- ・ 浸水シミュレーションに基づき、浸水被害軽減を図る
- ・ 必要に応じて洪水・土砂ハザードマップを見直すとともに、防災情報の収集・伝達方法、避難行動を周知する
- ・ 河川等防災用ネットワークカメラの整備を図る
- ・ 防災行政無線や防災行政メール、防災アプリなど様々な手段を用いて市民に的確な情報を提供する

◆関連計画

- ・ 坂井市地域防災計画
- ・ 排水機場整備計画（坂井市土地改良合同事務所保有）

5 (1-5) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- ・土砂災害を未然に防止するための対策が必要
- ・県による危険地域の再調査の促進と土砂災害警戒区域の追加指定などの対策が必要
- ・危険住宅の移転を推進することが必要
- ・避難体制の整備および情報の的確な伝達が必要
- ・風水害について継続的な防災訓練や防災教育が必要

【推進方針】

- ・土砂災害の危険性が高まっている地域について、県による再調査及び土砂災害警戒区域の追加を受け、土砂災害ハザードマップを修正し、市民に対して土砂災害訓練を行い、避難場所や経路などについて周知を図る
- ・がけ地の崩壊等による危険性がある危険住宅を災害危険区域等の区域外へ移転するために、危険住宅の除却及び移転先の住宅建設・購入・改修を支援する。
- ・防災行政無線や防災行政メール、防災アプリなど様々な手段を用いて市民に的確な情報を提供する。

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画

6 (1-6) 情報伝達の不備や危機意識の不足等による避難行動の遅れで死傷者が拡大

【脆弱性の評価】

- ・ 多様な情報伝達手段の整備と情報伝達体制の強化が必要
- ・ 防災情報を伝えるツールの認知向上が必要
- ・ 市民の防災意識の向上と防災知識の普及啓発が必要
- ・ 防災教育や地域防災活動の推進が必要
- ・ 障がい者や高齢者、外国人など様々な方に配慮した取り組みが必要
- ・ 学校や保育園等での避難誘導體制の構築並びに避難場所の見直しが必要

【推進方針】

- ・ 防災行政無線、防災行政メール、防災アプリ、テレビやラジオ、インターネット、Jアラート、Lアラートなど情報伝達手段の整備にICTを活用する
- ・ 防災拠点（避難所・避難場所・官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を図る
- ・ 災害に迅速に対応するため、災害対策本部に総合防災システムを整備し情報の一元化と一覧性を高める。（災害時オペレーションシステムの構築）
- ・ 市民の防災意識の向上のため、防災訓練や出前講座などを開催し防災知識の普及啓発を推進する
- ・ 自主防災組織や防災士など地域の防災リーダーを育成する
- ・ 職員等に対し、研修等により防災知識の普及・徹底を図る
- ・ 障がい者や高齢者、外国人など全ての市民に災害情報を的確に伝えるため、情報提供媒体の多様化、多言語化を図る
- ・ 外国人に対し、「やさしい日本語」や多言語による防災・避難情報の提供を推進する
- ・ 小中学校や保育園等の施設ごとに防災訓練を実施し、職員間で避難手順の周知徹底を図る
- ・ 学校給食に防災食を提供するなど小学校において防災教育を実施する

- ・各施設における被害情報や情報報告など、速やかに情報伝達ができるよう施設間との連絡・連携体制の充実を図る

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|--------------|-----|----------------|-----------------|
| 防災アプリの登録者数 | 件 | 0 | 5000 |
| 外国人対象の防災研修回数 | 回 | 0 | 1 |
| 小中学校の防災訓練実施率 | % | 100 | 100 |
| 小学校の防災教育の実施率 | % | 100 | 100 |
| 学校給食での防災食提供 | % | 0 | 100 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画
- ・第二次坂井市総合戦略
- ・坂井市サイン計画
- ・第二次坂井市教育振興基本計画
- ・坂井市 ICT 活用推進計画

7 (2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性の評価】

- ・各家庭や避難所、事業所などにおける防災用品の備蓄が必要
- ・災害時応援協定の実効性の向上と機能強化に向けた取り組みが必要
- ・支援物資を円滑に受け入れられるよう、対応手順を検討することが必要
- ・緊急輸送道路や橋梁の整備・耐震化が必要
- ・上水道の応急給水体制の整備が必要

【推進方針】

- ・家庭や事業所に対し、飲料水、食料品、生活必需品などの備蓄品の充実強化について普及・啓発を推進する
- ・事業者等との応援協定が災害時に機能するよう協定締結事業者との連携を強化する
- ・大量の支援物資を円滑に受入れ、仕分け、配送できる体制を整え、訓練等を通じて実効性の向上を図る
- ・学校や保育園等での災害時における非常食等の確保を図る
- ・災害時においても公共交通ネットワークを確保するため、交通施設や施設周辺において、耐災害性の強化を図る
- ・上水道施設の資機材整備や広域的な応援体制の構築などにより応急給水体制を整備する

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|----------------|-----|----------------|-----------------|
| 非常食備蓄数 | 食 | 13,502 | 維持 |
| 保育園における非常食等の確保 | 園 | 0 | 32 |
| 給水タンクの数 | 基 | 4 | 維持 |
| 給水袋の数 | 袋 | 745 | 3,400 |
| 上水道管の耐震化 | % | 59 | 64 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画

8 (2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【脆弱性の評価】

- ・ 孤立するおそれのある集落における地域防災力の向上が必要
- ・ 緊急輸送道路やその迂回路となる支援道路の整備が必要
- ・ ヘリコプターによる救助救護活動や緊急物資の輸送が円滑に行える体制の構築が必要

【推進方針】

- ・ 地域の災害対応力の向上を図るため、防災リーダーの育成を図る
- ・ 交通ネットワークの遮断による孤立を防止するため、緊急輸送道路やその迂回路となる支援道路の整備を図る
- ・ ヘリコプターによる救助救護活動、緊急物資の輸送等を円滑に行えるよう県や関係機関と連携し体制の構築を図る

◆関連計画

- ・ 坂井市地域防災計画

9 (2-3) 警察、消防等実働機関の被災等による救助・救出活動の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- ・警察、消防等実働機関が機能を維持するための対策が必要
- ・警察、消防等実働機関における情報の収集伝達機能の強化が必要
- ・消防車両や消防水利の整備が必要
- ・警察や自衛隊との連携強化が必要
- ・消防団や自主防災組織による地域防災力の向上が必要
- ・県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の受け入れ体制の確立が必要
- ・災害対応能力強化のための体制、装備資機材の充実が必要

【推進方針】

- ・災害対策本部・消防・警察・自衛隊などの連携強化を図る
- ・指令システムの高度化などにより、消防や救急活動における情報伝達収集機能を強化する
- ・消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を図る
- ・消防庁舎や消防団詰め所など救助救出活動の拠点となる施設の強化および装備資機材の整備を図る
- ・消防団の必要人数を確保し、団員の装備等の充実を図るとともに、技能・知識の向上に取り組む
- ・自主防災組織や防災士など地域の防災リーダーを育成する
- ・福井県広域消防相互応援協定に基づく受け入れ体制の確立及び訓練の励行により災害応急対策活動を円滑に実施する
- ・嶺北消防組合緊急消防援助隊受援計画に基づく受け入れ体制の確立及び訓練の励行により災害応急対策活動を円滑にする

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|----------|-----|----------------|-----------------|
| 消防団員の充足率 | % | 90 | 95 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画
- ・福井県広域消防相互応援協定
- ・嶺北消防組合緊急消防援助隊受援計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・嶺北消防組合消防施設等整備計画

10 (2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機関の麻痺

【脆弱性の評価】

- ・迅速かつ的確な処置を行うための体制整備が必要

【推進方針】

- ・災害時の救急医療のため、医療救護所・応急救護所におけるのトリアージ（傷病者の選別）、応急処置、後方支援病院への移送など速やかな救護班の活動体制を整備する
- ・避難所における被災者の健康調査を実施する体制を整備する

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|-----------------|-----|----------------|-----------------|
| 災害時救護所等の開設・救護訓練 | 回 | - | 年1回 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画

1 1 (2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

- ・感染症流行等の未然防止を図ることが必要

【推進方針】

- ・被災地における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から感染予防策の普及啓発を行うとともに、予防接種の接種率向上を図る

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|--------------------------|-----|----------------|-----------------|
| 予防接種法に基づく麻しん・風しんワクチンの接種率 | % | 99 | 100 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画

1 2 (2-6) 多数の避難者や劣悪な生活環境などにより避難所での生活が困難となる事態

【脆弱性の評価】

- ・ 避難所の整備及び機能強化が必要
- ・ 迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要
- ・ 避難所における防災資機材や備蓄品の充実強化が必要
- ・ 避難生活の長期化に向けた支援体制が必要
- ・ 被災者の早期生活再建のための支援が必要
- ・ 応急仮設住宅の支援体制の整備が必要

【推進方針】

- ・ 様々な災害を想定し、避難所になり得る施設について把握し、耐震化やバリアフリー化などを計画的に進める
- ・ 市職員や施設管理者等が連携し避難所の開設・運営が迅速にできる協力体制を構築する
- ・ 指定避難所の防災資機材や備蓄品の充実および心のケアなど相談機関の設置により良好な生活環境の確保を図る
- ・ 高齢者や障がいのある人など要配慮者が安心して生活ができるよう福祉避難所の設備を備えた施設との協定を推進する
- ・ 避難所の適切な運営が行えるよう指定避難所毎に避難所開設・運営マニュアルを作成し、避難者自ら避難所運営が行える体制を構築する
- ・ 被災者の早期生活再建のため、り災証明書発行、ライフラインの復旧、仮設住宅の供給、災害廃棄物処理などを早期に実行するための体制を整備する
- ・ 外国人避難者が困惑することなく避難所施設を利用できるよう誘導體制を図る
- ・ 災害時多言語支援センターと協力して、多言語による情報提供を促進する

- ・ 応急仮設住宅の供給を早期に行うため、被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定及び建設候補地の確保、実施体制の確立等の事前準備により支援体制を整える

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|--------------------------|-----|----------------|-----------------|
| 指定避難所及び避難所への多言語表示板等の整備件数 | 個所 | 0 | 99 |
| 避難所として利用可能な社会体育施設を維持する | 施設 | 16 | 維持 |

◆関連計画

- ・ 坂井市地域防災計画
- ・ 坂井市スポーツ振興基本計画

1 3 (3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- ・業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要
- ・市庁舎や消防署等防災拠点施設の耐震性の確保や防災機能の強化が必要
- ・公共施設の老朽化対策・長寿命化が必要
- ・応援協定の締結や支援受入れの体制づくりが必要
- ・職員の安否確認、参集状況を正確に把握することが必要
- ・受援計画の整備等、支援受入れに向けた体制づくりが必要
- ・職員のメンタルヘルスを含む健康管理の体制づくりが必要

【推進方針】

- ・職員に対して研修会等を通じ、業務継続計画の周知徹底を図るとともに、体制の強化を図るため、訓練等を踏まえ、業務継続計画を適宜点検・見直しを行う
- ・市庁舎や消防署等拠点施設の耐震性の確保や各種データの喪失対策を推進するとともに、業務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材等の整備を推進する
- ・人員不足に備え、応援協定の締結や支援受入れの体制を構築する
- ・長期にわたる復旧作業による職員の身体的、精神的ケア体制を検討する
- ・応急活動の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を整備する
- ・業務継続計画に基づき、安否確認の手段、参集状況の連絡体制を再検討する
- ・本庁舎・多目的棟の耐震補強工事を行い、耐震性を確保する
- ・外壁の剥落防止や内部改修・設備改修を行い、省エネ化・長寿命化を図る

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画
- ・坂井市業務継続計画
- ・坂井市議会BCP（業務継続計画）

1 4 (4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【脆弱性の評価】

- ・ 各種災害に対処し、通信の途絶防止を図ることが必要
- ・ 電力・情報通信業者との連携が必要

【推進方針】

- ・ 通信設備の多重化・耐震化を推進する
- ・ 停電による通信不能を回避するため、非常用電源が確保できる発電設備を整備するとともに、平時より燃料の確保や点検整備などに努める

◆数値目標（K P I）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|-------------------|-----|----------------|-----------------|
| 市庁舎における非常用発電機稼働時間 | 時間 | 4 8 | 7 2 |

◆関連計画

- ・ 坂井市地域防災計画

15 (5-1) サプライチェーンの寸断等による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- ・企業の事業継続計画（BCP）策定が必要
- ・企業の事業活動を継続するための支援が必要

【推進方針】

- ・企業の事業継続計画（BCP）策定に向け、商工会、事業者団体等を通じ策定を推進する
- ・災害時に企業の事業活動が継続できるよう関係団体を通じ教育・訓練を促す

◆数値目標（KPI）

| 指標 | 単位 | 現状 (令和元年度) | 目標 (令和7年度末) |
|--------------|----|---------------|----------------|
| 事業継続力強化計画策定数 | 件 | 5 | 126 |

◆関連計画

- ・事業継続力強化支援計画

16 (6-1) ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- ・ 電力・燃料供給業者・情報通信業者との連携が必要
- ・ 電力供給遮断などの非常時に、避難所や防災拠点施設において、電力や燃料の確保が必要
- ・ 災害時の迅速な輸送ルート確保に向けた体制整備が必要
- ・ 上下水道施設の耐震化や長寿命化、応急給水体制の整備が必要
- ・ 広域的な応援体制の整備が必要

【推進方針】

- ・ 災害時に電力や燃料（石油燃料、LPガス）を確保するため、平時から訓練等を通じて各事業者との連携を強化する
- ・ 水道施設における基幹施設の耐震化や老朽管渠の更新等を実施する
- ・ 浸水シミュレーションに基づき、浸水被害軽減を図る
- ・ スtockマネジメント計画により耐用年数の延伸及び耐震化を促進する
- ・ 下水道の持続的な機能保全を図ることなどを目的に、予防保全を中心とした維持、修繕及び改築を行う
- ・ 老朽化した機器類の計画的更新を行う
- ・ 災害時に下水道施設の機能停止による公衆衛生問題や施設の破損による交通障害の発生を防止するため、「五領川公共下水道ストックマネジメント計画」「五領川公共下水道耐震対策」に基づき、管路および処理場施設の耐震化の推進、長寿命化に伴う改築・更新を行う
- ・ 事業継続計画（下水道BCP）に基づき、災害時に速やかに下水道機能を維持・回復させるための訓練を実施する

◆数値目標（KPI）

| 指標 | 単位 | 現状 (令和元年度) | 目標 (令和7年度末) |
|----------|----|---------------|----------------|
| 上水道管の耐震化 | % | 59 | 64 |

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|----------------------------|-----|----------------|-----------------|
| 水道施設の耐震化 | 箇所 | 0 | 2 |
| 雨水ポンプ施設の耐水化 | 箇所 | 0 | 2 |
| 汚水中継ポンプ場の耐水化 | 箇所 | 0 | 3 |
| 汚水中継ポンプ場の改修 | 箇所 | 0 | 8 |
| 汚水マンホールポンプ場の改修 | 箇所 | 0 | 10 |
| 重要な管渠の老朽化対策率 | % | (H30) 25 | 向上 |
| ストックマネジメント計画に基づく改築・更新対策率 | % | 75 | 100 |
| 下水道施設の耐震化 | % | 0 | 35 |
| 事業継続計画（下水道BCP） の策定（県全体） | % | 策定完了 | |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画
- ・坂井市水道ビジョン
- ・坂井市水道事業基本計画
- ・水道事業アセットマネジメント計画
- ・下水道浸水被害軽減計画
- ・下水道ストックマネジメント計画

1 7 (6-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

【脆弱性の評価】

- ・大規模災害が発生しても公共交通ネットワークを確保するため、交通施設や施設周辺において、地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等や老朽化対策の推進が必要

【推進方針】

- ・災害時においても公共交通ネットワークを確保するため、交通施設や施設周辺において、耐災害性の強化を図る

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|--------|-----|----------------|-----------------|
| 橋梁修繕着手 | 箇所 | 38 | 316 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画
- ・坂井市橋梁個別施設計画
- ・坂井市大型カルバート個別施設計画
- ・坂井市トンネル個別施設計画

18 (7-1) 市街地での大規模火災の発生

【脆弱性の評価】

- ・火災予防・被害軽減のための取組の推進が必要
- ・消防車両や消防水利の整備が必要
- ・消防団、自主防災組織の充実強化が必要
- ・密集街区であることに留意し延焼防止等を図ることが必要

【推進方針】

- ・災害対策本部・消防・警察・自衛隊などの連携強化を図る
- ・指令システムの高度化などにより、消防や救急活動における情報伝達収集機能を強化する
- ・消火栓が使用できないことを想定し、防火水槽の効果的な配置や自然水利の利用を図る
- ・消防庁舎や消防団詰め所など救助救出活動の拠点となる施設の強化および装備資機材の整備を図る
- ・市街地での火災危険を排除するとともに、初期消火訓練等を通じて自主防災組織の育成強化を図る
- ・消防団員の確保を推進すると共に消防資器材の整備や団員の装備等の充実を図る
- ・嶺北消防組合密集街区活動要領に基づく活動を実施し、延焼を軽減する空間、スペースの確保等を図る
- ・自主防災組織や防災士など地域の防災リーダーを育成する

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|-------------|-----|----------------|-----------------|
| 耐震性貯水槽の整備基数 | 基 | 220 | 224 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・嶺北消防組合消防施設等整備計画

19 (7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

【脆弱性の評価】

- ・関係機関による合同訓練の実施や装備資機材等の充実が必要

【推進方針】

- ・コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、福井県、消防、海上保安庁、警察等による合同訓練に参加し、各機関の防災体制、資材等の整備状況を相互に点検する

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画

20 (7-3) 河川管理施設等の破損・機能不全による二次災害の発生

【脆弱性の評価】

- ・老朽化が進む河川管理施設等の維持管理の強化が必要

【推進方針】

- ・平素から計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能を維持する
- ・洪水等に対し施設の機能が確実に発揮されるよう、長寿命化計画に基づく計画的な施設の維持管理・更新を行う

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画

2 1 (7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

【脆弱性の評価】

- ・危険物施設について、安全管理の徹底が必要

【推進方針】

- ・危険物施設管理者等に対し、自主保安体制の充実強化を指導する
- ・化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画

2 2 (7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性の評価】

- ・森林が持つ「水源涵養」、「土砂災害防止や土壌保全」などの多面的機能の強化が必要
- ・災害リスクに対応した農業用施設、農道施設等の保全管理や機能強化の推進が必要
- ・鳥獣害対策の強化が必要

【推進方針】

- ・災害に強い森林形成のため、治山事業や保安林整備事業を推進するとともに、森林資源の保全や森林環境維持を推進する
- ・用排水施設、ため池、農道施設等の計画的な改修を行う
- ・農地や森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、長獣害対策を推進する

◆数値目標（K P I）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|-----------|-----|----------------|-----------------|
| 有害獣捕獲数 | 頭 | 180 | 180 |
| 防護柵設置（単年） | km | 4.3 | 10.0 |

◆関連計画

- ・農業農村管理計画
- ・坂井市鳥獣害被害防止計画
- ・あわら市・坂井市森林整備構想

2 3 (8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- ・災害廃棄物処理計画による体制整備が必要

【推進方針】

- ・災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、県の計画と整合性を図りながら、災害廃棄物処理計画を策定する
- ・災害廃棄物処理計画の策定においては、県の計画と整合性を図ると共に、収集運搬体制や仮置場の確保、事務処理・現場作業等に必要となる人員の確保、他団体との連携、市民への広報手段等を盛り込む

◆数値目標（K P I）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|--------------|-----|----------------|-----------------|
| 災害廃棄物処理計画の策定 | - | 未策定 | 策定済 |

◆関連計画

- ・坂井市一般廃棄物処理基本計画

2 4 (8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- ・坂井郡建設業協会との協力体制を構築し、建設業の担い手を確保することが必要
- ・応援協定の締結や支援助入れの体制づくりが必要
- ・職員・施設等の被災による機能の大幅な低下の回避が必要
- ・災害ボランティアセンターの活動環境の整備が必要
- ・地籍調査の推進が必要

【推進方針】

- ・災害時の道路啓開の応急対応を確保するため、市内外の関係団体や除雪協力企業などが加盟する坂井郡建設業協会と協力体制を構築するとともに、国・県と連携し建設業の担い手確保を図る
- ・応援協定に基づく応援や災害ボランティア等を迅速に受け入れる体制の整備を整える
- ・坂井市社会福祉協議会や坂井市防災士会等で構成される坂井市災害ボランティアセンターにおいて、研修会や設置・運営訓練を行いセンターの迅速で円滑な運営を図る
- ・正確で迅速な土地境界の復元のため、地籍調査を推進する

◆数値目標（K P I）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|-------------------------------|-----|----------------|-----------------|
| 災害ボランティアセンター連絡会 及び研修会の開催回数 | 回 | 2 | 15 |
| 土砂災害警戒区域の地籍調査 | 地区 | 1地区 | 拡大 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画

【脆弱性の評価】

- ・ 早期生活再建の支援体制確立が必要
- ・ 共助による地域防災力強化が必要
- ・ 災害時要援護者への避難支援体制の構築が必要
- ・ 農地・土地改良施設等の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備が必要
- ・ 山村地域や漁村地域のコミュニティの維持・活性化が必要
- ・ 文化財レスキューを行うための体制整備が必要

【推進方針】

- ・ 災害復旧事業に伴う財政援助や助成が早期に行えるよう、被災者支援の仕組みの整備に努める
- ・ 被災地域の再建について、関係機関と連携し、計画的に復旧を進める体制を整える
- ・ 地域の防災力強化のため、自主防災組織や防災士など地域における防災リーダーの育成を図る
- ・ 地域による災害時要援護者に対する見守り活動などの取組を支援し、坂井市避難支援プランに基づく取組を促す
- ・ 災害時要援護者支援制度の地域での活用促進を図る
- ・ 災害時に、市民の支え合いによって要援護者に支援が行き届くよう、市民に広く理解を促進し、地域における支援体制の構築を図る
- ・ 地域による農地および農業用施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するための共同活動を支援する
- ・ 森林の多面的機能の発揮を図り、山村地域のコミュニティの維持・活性化を推進する
- ・ 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の効果的・効率的な発揮を図り、漁村地域のコミュニティの維持・活性化を推進する
- ・ 文化財所有者・管理者が被災した際の連絡および援助体制の構築を図る
- ・ 文化財が受けた被害による修繕費用負担への補助を行う

- ・災害復旧と文化財保護の調整を図るために史跡等の詳細な現状を把握する

◆数値目標（KPI）

| 指 標 | 単 位 | 現 状 (令和元年度) | 目 標 (令和7年度末) |
|------------------------|-----|----------------|-----------------|
| 防災士の充足率 | % | 30 | 50 |
| 災害時要援護者登録率 | % | 35 | 40 |
| 多面的機能支払交付金事業の活動 組織数 | 組織 | 118 | 140 |

◆関連計画

- ・坂井市地域防災計画
- ・坂井市文化財保存活用地域計画